

介護老人保健施設日立南ヘルシーセンター

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

(令和8年8月1日現在)

介護老人保健施設日立南ヘルシーセンターご利用希望する方に対し介護保険施設サービス提供にあたり、厚生省令に基づき、次の事項について説明いたします。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・法人種別及び名称	医療法人 光風会
・施設名	介護老人保健施設「日立南ヘルシーセンター」
・開設年月日	平成3年5月23日
・所在地	日立市大みか町6丁目17番1号
・電話番号	0294-52-6825
・ファクス番号	0294-52-6828
・管理者名	大山 典明（医師）
・介護保険指定番号	0850280025

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設日立南ヘルシーセンターの運営方針】

- ① 利用者の家庭復帰を目指します
- ② ケアサービス施設として質の向上を目指します
- ③ 在宅ケアを支援いたします
- ④ 地域に開かれた施設を目指します

(3) 入所定員等（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護含む）

- ・ 定員100名
- ・ 療養室 個室（4室）、2人室（4室）、4人室（22室）

*平成17年10月1日より介護保険制度改正により居住費（滞在費）が個人負担となります。但し「介護保険負担限度額認定証」の確認させていただきまして、段階に応じた負担額が個人負担となります。当施設は厚生労働省の定めた基準費用額に準じて負担していただきます。

(4) 職員の体制及び職務内容

	常勤	非常勤	業務内容
医師	1		診断や治療等の医療行為
薬剤師		1	薬剤管理や調剤
看護師	9	1	入所者への看護
介護職	29	1	入所者の日常全般に関わる介護
支援相談員	3		利用者・家族との相談、他機関との連携
理学療法士	2	1	機能訓練
作業療法士	1		機能訓練
言語聴覚士	2		機能訓練
管理栄養士	1		入所者の献立作成と栄養管理
介護支援専門員	2		施設サービス計画書の立案
事務員	2		事務・会計

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

*短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護については居宅介護計画に沿った療養計画の立案をいたします。

② 食事（原則として食堂にてお食事となります）

朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

*毎食後、状況に応じての口腔ケアを実施いたします。

③ 入浴（一般浴と寝たきりの方のために機械浴があります。1週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（日常生活のお世話をいたします）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 医師の指示による治療食の提供

⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑩ 理美容サービス

⑪ 行政手続き代行

⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金（介護保険負担の1割）とは別に個人負担をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

別紙（利用料一覧）に記載

＊居住費（滞在費）と食費は自己負担となります。但し、介護保険負担限度額認定証の段階に応じた負担額を負担することとなります。

＊介護保険法等の改正・変更に伴い変更することがあります。

(2) その他の料金

別紙（利用料一覧）に記載

＊介護保険法等の改正・変更に伴い変更することがあります。

(3) 支払方法

- ・ 毎月月末締めにて請求書を作成します。次回請求日までにお支払ください。お支払いただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払は原則として事務窓口にてお願いします。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

＊なお、緊急時のご連絡は「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

（協力医療機関）

- ・ 名称 回春荘病院
- ・ 住所 日立市大みか町 6－1 7－1

- ・ 名称 ひたち医療センター
- ・ 住所 日立市鮎川町 2－8－1 6

（協力歯科医院）

- ・ 名称 島田歯科医院
- ・ 住所 日立市大みか町 3－2 2－2

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 施設利用中の食事は、特別の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ② 面会は、午前 8 時 30 分から午後 6 時の間を面会時間としておりますが、ご都合に合わせて面会できるよう配慮いたしますので職員にお申し出ください。

- ③ 外出・外泊は、体調不良等主治医より制限されている場合を除き自由ですが、食事の取り消し、投薬の準備等ありますので早めに職員に申し出てください。個人的事由で急に食事の取り消し等ができない場合もありますのでご了承ください。
- ④ 飲酒・喫煙においては、施設内及び敷地内での喫煙は禁止されておりますのでご協力お願いいたします。飲酒においては季節の行事等により施設で準備するもの以外原則禁止しております。
- ⑤ 火気の取扱いには充分注意をしていただくとともに、マッチ、ライター等施設内での個人所有はご遠慮願います。
- ⑥ 所持品・備品等の持ち込みは極力必要最小限にしてください。また持ち物には必ずご記入していただくようお願いいたします。
- ⑦ 金銭・貴重品の管理は施設で行っておりませんので極力お持ちにならぬようお願いいたします。
- ⑧ 外泊時等に施設外での医療機関受診が必要になった場合には事前にご連絡ください。介護保険と医療保険とでの調整が必要となる場合もあります。
- ⑨ 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。
- ⑩ ペットの持ち込みは原則禁止しております。
- ⑪ 職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

ア) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為 例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。

イ) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ 行為 例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

(電話0294-52-6825)

要望や苦情などは、担当支援相談員又は事務長にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ロビーに備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。